

秋田市立地適正化計画(素案)に対する都市計画審議会の意見と対応

1 第44回秋田市都市計画審議会(平成29年12月26日)における意見と対応

番号	意見要旨	市の考え・対応
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームホスピタリティのまちづくりを推進する。また、まちづくりの推進に、市民の協力を得る。また、まちづくりの推進に、市民の協力を得る。 ・ホームホスピタリティのまちづくりを推進する。また、まちづくりの推進に、市民の協力を得る。また、まちづくりの推進に、市民の協力を得る。 ・ホームホスピタリティのまちづくりを推進する。また、まちづくりの推進に、市民の協力を得る。また、まちづくりの推進に、市民の協力を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームホスピタリティのまちづくりを推進する。また、まちづくりの推進に、市民の協力を得る。また、まちづくりの推進に、市民の協力を得る。 ・ホームホスピタリティのまちづくりを推進する。また、まちづくりの推進に、市民の協力を得る。また、まちづくりの推進に、市民の協力を得る。 ・ホームホスピタリティのまちづくりを推進する。また、まちづくりの推進に、市民の協力を得る。また、まちづくりの推進に、市民の協力を得る。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市の人口増加を抑制し、人口を維持・増やす。また、まちづくりの推進に、市民の協力を得る。また、まちづくりの推進に、市民の協力を得る。 ・秋田市の人口増加を抑制し、人口を維持・増やす。また、まちづくりの推進に、市民の協力を得る。また、まちづくりの推進に、市民の協力を得る。 ・秋田市の人口増加を抑制し、人口を維持・増やす。また、まちづくりの推進に、市民の協力を得る。また、まちづくりの推進に、市民の協力を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画は、人口減少により、まちづくりの面から将来起こり得る事象や課題に対応するため策定するもので、その本旨は土地利用誘導であり、将来のあるべき都市の姿である多核集約型のコンパクトシティの形成を目的に、市街地内に各地域の拠点とすべく都市機能を集積する都市機能誘導区域と、その区域を維持・支えるために一定の人口を配置すべく居住誘導区域を定め、それぞれの区域に対応した誘導施策を展開するものです。 ・計画の策定にあたっては、様々な政策分野の動向を把握して検討してきたところであり、計画では、土地利用の側面から、まちづくりとして担うべきところを「3立地の適正化に関する基本方針」の「3.1 取組の方向」に位置付けています。 ・そこでは、暮らしやすさを含め都市の魅力向上に努めることとし、拠点地域では、観光・文化など地域資源を活用しながら、エリア価値の向上を図り地域住民・来訪者双方をターゲットとして賑わい形成を目指すとしています。

番号	意見要旨	市の考え・対応
3	<ul style="list-style-type: none"> 秋田市は人口減少が最重課題であり、その解決に向けては定住促進や働く場の確保が必要となることから、そのことを画で触れるべきでないか。 「働く場」と「拠点」の関係性を計画に明記すべきでないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本計画は、人口減少により、まちづくりの面から起る課題に対応するため策定するもので、その本旨は土地利用誘導型であり、将来のあるべき都市の姿である多核集約型に各パクトシティの形成を目的に、市街地内各区域の拠点とすべく都市機能を集積する都市機能誘導区域と、その区域を維持、支えるために一定の人口を配置すべく居住誘導区域を定め、それぞれの区域に対応した誘導施策を展開するものです。 計画の策定にあたっては、定住促進や働く場の創出などの人口減少対策をはじめ様々な政策分野の動向を把握して検討してきたところであり、計画では、土地利用といった側面から、まちづくりとして担うべきところを「3立地の適正化に関する基本方針」の「3.1 取組の方向」に位置付けています。 ここでは、地域の拠点となる都市機能誘導区域を単に生活に必要なサービス施設・機能の集積を図るだけでなく、新たなサービス産業などを誘引すべく民間投資を呼び込む場と捉え、取組を示しているほか、定住促進においては、暮らしやすさを含め都市の魅力向上に努めることとし、居住環境の改善はもとより、地域資源の活用によるエリア価値の向上などを目指しています。 また、計画の目標については、特に注力すべき事項を掲げることとし、検討においては、将来の生産年齢人口の減少、いわゆる労働力の低下による経済の規模の縮小といったことに着目して、高齢者や女性の社会参加を促すまちづくり、さらには民間投資とともに経済の好循環によつて地域の活力や新たな価値を引き出すまちづくりを進めるべきとして設定したものであり、その進展によっては、定住促進や働く場の創出につながっていくものと考えています。
4	<ul style="list-style-type: none"> 秋田市の交通においては、鉄道を挟んだ東西軸の連携がなされていないことが問題と認識しており、計画にその対応を意思として示すべきでないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 東西軸の交通連携に関しては、現在、都市計画道路千秋広面線の手形陸橋の拡幅工事が行われているほか、鉄道を横断する地下道として都市計画道路千秋山崎線および泉外旭川線の事業を進めています。 これらの完成にはまだ時間を要しますが、本計画への位置付けなくしも、方向づけがなされている状況です。
5	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域や居住用誘導区域を定める際、生活サービス率の偏りや値差について、将来的な変化についても予測すべきでないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 将来予測は、メッシュごとのサービス率による区分図と、それをさらに偏差値化した区分図の2種類を作成することとし、施設の減少を加味して、それぞれ趨勢により想定したケースと、誘導区域を設定して想定したケースにより行いました。結果の概要は次のとおりです。 <p style="text-align: center;">〈次ページに続く〉</p>

番号	意見要旨	市の考え・対応
5		<p>〈前ページから続く〉</p> <p>〈サービス率〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 趨勢により想定したケースでは、中央、東部、北部、河辺の各地域中心で施設数が減少するという結果になりました。 ・ 誘導区域を設定して想定したケースでは、全体的に生活サービス施設が減少したとしても、都市機能誘導区域を設定した各地域中心のサービス率が維持できることを確認しました。 <p>〈サービス率の偏差値〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 趨勢により想定したケースでは、秋田駅周辺に分布していた偏差値70以上の範囲が縮小する一方で、偏差値60～70の範囲が拡大するという結果になりました。このことは、各地域中心とそれ以外の区域のサービス率の差が縮んだことが要因として考えられ、結果として拠点性が薄れていくことを確認しました。 ・ 誘導区域を設定して想定したケースでは、都市機能誘導区域を設定した各地域中心の偏差値が周辺部と比較して高くなっており、各地域中心とそれ以外の区域でメリハリが出てくることを確認しました。 <p>※上記ケーススタディの詳細は、参考資料1のとおり。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市機能・居住の各誘導区域外には何もしない計画に見て取れるが、そうしたメッセージの記載は可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域設定の基本的な考え方は、本市で市街地の低密度化が進行した場合、広範囲でサービス施設の撤退が懸念されるため、それが都市全体に波及しないよう、各地域にサービス施設が集積する都市機能誘導区域と、それを維持・増進させるためには周辺に一定の人口集積が必要であるとして居住誘導区域を設定するものです。 ・ 計画では、市民の居住に対する多様なニーズに配慮して、都市機能・居住の各誘導区域外においても、地域特性を踏まえた居住ゾーンを設定し、それに対応した施策を位置付けています。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりにおいては区域区分が大切であることは理解できるが、規制の強い市街化調整区域は、農業以外の経済活動に対して、緩やかな視点に立って運用を図るべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市のコンパクト化を進めていく上では、それと相反する市街地の拡大は抑制すべきものとし、計画的に市街化を推進する市街化区域と、良好な営農環境や自然環境を保全するために市街化を抑制する市街化調整区域に区分する「区域区分制度」を基本に開発をコントロールしているところであり、そのことは本市の都市計画の基本的な方針に基づき運用され、今後も堅持していく考えです。 ・ 他方、市街化調整区域の農業集落等は、人口減少・高齢化の進行によって、集落の維持が困難になってきているため、平成26年から一定の集落区域において、市街化調整区域の住民に限らず誰でも居住が可能となるよう、自己用の専用住宅や小規模な店舗・事務所などを併設する兼用住宅による用途の建築について規制緩和したほか、住民による地域固有の資源を生かした開発に対し、地区計画制度の運用によってそれを可能とするように規制緩和を行ってきたところです。 <p>〈次ページに続く〉</p>

番号	意見要旨	市の考え・対応
7		<p>〈前ページから続く〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そうした中、このたびの立地適正化計画の策定においては、定住・移住につながるよう、二地域居住によって、都市住民との交流の促進を図ることとし、これまで制限のあった住宅の賃借について、一定の集落区域、空き家を対象に規制緩和することとしています。 ・ 市街化調整区域での土地利用については、今後とも当該区域の性格や地域の実情を踏まえ、適切に運用していきます。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ施設は誘導施設として捉えることができないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画における誘導施設は、基本的に国が示す例を参考にしながら、市民が生活の中で必要とされる施設を選定したものです。その例とはななかったスポーツ施設を位置付けた際には、競技スポーツを前提とした健康増進施設と考えることもできます。その市の状況をみた場合、市民サービスセンターやコミュニティセンターにそうした機能が整備されていることから、本計画の誘導施設として位置づけは必要ないものと考えます。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7つの拠点地域以外の市民にとって、取り残されたように感じられるのではないか。特にこれらの人達には、丁寧に計画を説明すべき。 ・ 高齢者に対しては、個別説明を実施することも重要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市機能や居住を誘導するためには、市民や事業者の理解と協力が不可欠であるため、本計画の策定にあたっては、あらゆる機会を通じてPR、説明を行ってきたところであり、今後も引き続き、理解を求めべく周知に努めます。 ・ なお、本市がコンパクトシティ形成を目指す背景は、人口減少の進行と相まって、居住の分布も薄くまばらになると予測しており、今後は施設利用圏内に一定の人口が必要とされる医療・福祉・商業などの生活サービス施設の存続が危ぶまれ、現在の市街地のままでは市民生活に支障が出るためです。本計画はそうした地域に対応すべく、都心・中心市街地と6つの地域中心を核に市街地形成を図るもので、都心・中心市街地は広域を対象とする施設と生活に必要な施設を集積を図り、それぞれの地域で暮らす市民が容易にアクセスできるようにして生活利便性を確保しようとするもので、このことは拠点地域の内外に限らず、地域全体を見据えての対応です。
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の見直しは、区域区分の見直しと同時に実施するののか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立地適正化計画はおおむね5年ごとに評価することとされており、その結果を受けて必要があれば計画を見直すこととなります。 ・ 見直しに関しては、区域区分と無関係ではありませんが、基本的には、本計画が都市計画マスタープランの基となる方針を示す都市計画マスタープランの一部とされていることを踏まえ、秋田市総合都市計画と整合する形で対応していきたいと考えています。
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田中央交通や他の交通機関に対し、バス路線網の形成をどのように進めていく考えか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、幹線バス路線網のあり方について検討を進めており、そこでは本市が目指すコンパクトシティ、特に拠点間の連携を視野に入れて整理することとしています。

番号	意見要旨	市の考え・対応
12	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の目標値を基準値以上とすると達成は厳しいのではないか。人口の減少分程度は考慮しても良いのではないかと。仮に基準値を下回った場合はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 目標値は人口減少を加味すると基準値以上とすることについては厳しさもありますが、基準値自体は、将来都市構造の実現のため、最低限の確保しておきたいとする数値です。 基準値を下回った場合は、原因を分析した上で、対応を検討します。
13	<ul style="list-style-type: none"> 「特定教育・保育施設等」および「地域型保育事業」施設立地数の目標値について、将来の子育て環境の変化から、仮に定員割れを起した施設に対し、目標値の達成を目的として補助金を充てるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設数については、現行の水準を維持すること念頭に設定したのですが、今後、施設数が減少するような状況があれば、原因を分析した上で、対応を検討します。
14	<ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画と秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図るのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画は、持続可能なコンパクトなまちづくりの実現を目的として策定するもので、市の目標とする人口を達成することとは趣旨が異なり、それを担うものではありません。
15	<ul style="list-style-type: none"> 北部の居住誘導区域は津波による浸水深が5.0m以上となっている。安全性の担保はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難計画や災害時の避難標識などの対策を講じることが前提に居住誘導区域を設定したものです。
16	<ul style="list-style-type: none"> 中央地域から土崎地区の道路の端からそれぞれ300mの範囲に居住誘導区域を設定しているが、本来、ここに建物がないと、信号機もなくなるため、高い速度での移動が可能になると考えられる。今回の区域設定は、そのことを阻害するのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 北部地域と中央地域を結ぶ都市計画道路新屋土崎線（通称「新国道」）は、市内でも自動車交通量の多い路線であり、ご指摘については、自動車交通のあるべき姿とともに、本市全体の円滑かつ安全な交通を考える上でも、重要な意見であると受けとめていますが、本計画では、北部の生活拠点と中央地域の高次・広域拠点を都市構造上において機能連携を図ることとし、それをバスによる公共交通でつなげ、さらに、その路線を維持していくため、その利用圏域に一定の人口集積が必要であるとして居住誘導区域に設定したものです。 今後、本市では、バス交通の利便性の向上はもとより、「泉・外旭川新駅（仮称）の設置」や「幹線バス路線網の検討」などの取組により、マイカー利用から公共交通利用への転換を推進して、新国道をはじめとする幹線道路の自動車交通量の低減に努めていくほか、現在、新国道と交差する都市計画道路外旭川新川線（外旭川字小谷地から川尻大川町までの約5.1km）の最後の整備区間（外旭川野村交差点から秋田陸運支局の通りまでの区間）で事業を実施しているところであり、その整備によって、全線が開通すれば、これまで新国道で受けていた交通量の一部が分散されるため、交通環境の改善が見込まれています。 <p style="text-align: right;">〈次ページに続く〉</p>

番号	意見要旨	市の考え・対応
16		<p style="text-align: center;">〈前ページから続く〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加えて、本市の人口予測では、2040年における市全体の人口は、2015年から約25%減少すると推計され、本計画の目標とする居住誘導区域内の可住メッシュ人口密度50人/haを満足した場合であっても約10%の減少が見込まれており、これらのことを総合的に勘案してみると、当該路線沿線に居住誘導区域を設定した場合であっても、自動車の過度な発生集中は避けられるものと考えます。

2 上記審議会以降に個別に委員から寄せられた意見と対応

番号	意見要旨	市の考え・対応
1	<ul style="list-style-type: none"> 計画の名称が「秋田市立地適正化計画」では、一般人からすれば何の計画なのかイメージできないので、工夫できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画の名称については、本市ホームページ上での検討状況の情報公開や住民説明のための広報等により、市民に浸透している状況があるため、混乱を避ける意味も含めて、これまでどおり「秋田市立地適正化計画」とさせていただきます。
2	<ul style="list-style-type: none"> 元号が変わることが決まっておき、少なくとも「平成」を用いることが可能と思われるが、それ以降の表記、記載もあるので、それをどのように取り扱うか検討する必要がありますのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、以下の取り扱いをするとともに、計画書の目次の末尾にその旨を記載します。 <div data-bbox="746 584 1394 853" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【西暦と和暦の表記について】 元号は、平成31年5月1日に改元することが決定しており、本計画における西暦と和暦の表記については、西暦を基本にしつつ、現在の元号が用いられる平成31年4月30日までの事項は括弧書きで和暦を表記し、以降については西暦のみの表記とします。</p> </div>
3	<ul style="list-style-type: none"> P.1の「1.1 計画の背景・目的」の最初の段落は、秋田市自体の人口は2003年から減っていることを言いたいのだと思うが、その前に2005年の合併時の人口がピークであるということ言われると、時系列的に考えて、それらのことが素直に頭に入っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、第1段落を最初の文面を次のように修正します。 <div data-bbox="746 969 1394 1205" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本市の人口は、戦後、周辺町村との合併を経て人口が急増し、高度経済成長期以降も一貫して増加を続けましたが、2003年（平成15年）に減少に転じました。2005年（平成17年）に河辺町・雄和町と合併し33万人に達しましたが、その後も減少が続くと予想されています。</p> </div>
4	<ul style="list-style-type: none"> P.5の「1.2.1 計画の位置付けおよび目標年次」の内容は、何を担う計画なのか、もう少し具体的に記載すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、次のように修正します。 <div data-bbox="746 1294 1394 2004" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>立地適正化計画は、都市のコンパクト化に向けた都市再生特別措置法の計画制度で、一定の人口密度に支えられた生活サービス機能の維持や、インフラ費用の抑制等による持続可能な都市経営の実現を図るため、居住機能や医療・福祉、商業、子育てなどの都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとされています。</p> <p>本計画は、同法で定める計画としての位置付けとともに、「新・県都『あきた』成長プラン（第13次秋田市総合計画）」を上位計画とし、また、「第6次秋田市総合都市計画（都市計画マスタープラン）」の一部を担う計画として、それぞれの計画に掲げる多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成を図るための実施計画となるものです。</p> <p>本計画の目標年次は、本市の都市計画の基本的な方針を示す秋田市総合都市計画の一部となることから、同計画の計画期間との整合性を勘案し、おおむね20年後の2040年とします。</p> </div>

番号	意見要旨	市の考え・対応
5	<p>・ P. 7～P. 28の「2 秋田市の現状と将来見通しを踏まえた課題」の内、P. 7の「人口減少・高齢化」と、P. 14の「市民生活の利便性」の解決すべき課題は、内容を否定するものではないが、現状、将来見通しとつながりの持った文言の整理が必要ではないか。</p>	<p>・ ご指摘を踏まえ、P. 7の「人口減少・高齢化」およびP. 14の「市民生活の利便性」の解決すべき課題を以下のとおり修正します。 〈人口減少・高齢化〉</p> <div data-bbox="750 376 1396 586" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>人口減少が進行する中であっても、生活に必要なサービス施設や機能が確保されるよう、交通結節機能とともに拠点性の高い鉄道駅周辺や、一定の都市機能が集積する地区周辺において人口密度を維持していく必要があります。</p> </div> <p>〈市民生活の利便性〉</p> <div data-bbox="750 645 1396 967" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>人口減少に伴い、市全域で生活サービス機能が低下しないよう、拠点となるべき都心・中心市街地や地域中心においては、生活サービス機能を維持していく必要があります。</p> <p>また、都心・中心市街地や地域中心における拠点形成に際しては、地域特性を見極めながら、公共交通と連携した拠点相互の機能補完も視野に入れて施設の立地誘導を進めていく必要があります。</p> </div>
6	<p>・ P. 29、「3 立地の適正化に関する基本的な方針」は、以降定する都市構造や誘導区域の設定を方向付ける重要な考え方を示すところなので、市のみまちづくりの方針としている「都心・中心市街地と6つの地域中心を核とした多核集約型都市構造によるコンパクトな市街地形成」を、ここでしっかり記載すべきでないか。</p>	<p>・ ご指摘を踏まえ、次のように修正します。</p> <div data-bbox="750 1057 1396 1326" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>立地の適正化に関する基本的な方針では、本市の現状と将来見通しを踏まえた課題への対応とともに、第6次秋田市総合都市計画に掲げる都心・中心市街地と6つの地域中心を核とした多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成を念頭に、「まちづくりの理念」「取組の方向」「計画の目標」を設定します。</p> </div>
7	<p>・ P. 32、3.2 取組の方向、行政運営の3ポツは、文章を最後まで読まないで意味がわからないので、文や文節を入れ替えるなどして内容を整理してはどうか。</p>	<p>・ ご指摘を踏まえ、次のように修正します。</p> <div data-bbox="750 1415 1396 1563" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>上下水道等の供給処理施設は、コンパクトな市街地形成と連動した適正規模への更新等により経営コストの適正化・健全化を目指す</p> </div>
8	<p>・ P. 34、「4.1 将来都市構造の基本的な考え方」で、第1段落から第3段落の記述をみるのが強く、考え方を示しているように見えない。</p> <p>・ また、このパートは文章を補足する意味で図を差し込んだと思うので、少なくとも、文章の内容と図の内容を一致させなければならぬのではないか。</p> <p>・ もっと言えば、第4段落の記述があるとすれば、項の表記にも違和感がある。</p>	<p>・ ご指摘を踏まえ、次のように修正します。</p> <p>〈項の表記〉</p> <div data-bbox="750 1706 1396 1796" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4.1 将来都市構造の基本的な考え方と実現に向けた施策展開</p> </div> <p>〈次ページに続く〉</p>

番号	意見要旨	市の考え・対応
8		<p style="text-align: center;">〈前ページから続く〉</p> <p>〈記載内容〉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>都市構造は、都市を形成する上で骨格となる交通体系、土地利用、自然環境などの全体的な構成を表現したものです。本計画の上位計画とする「第6次秋田市総合都市計画」では、将来都市として、面的な土地利用を誘導する「ゾーン」、各地域の中心となる「都心・中心市街地」や「地域中心」、骨格的な構造を形成する「道路網」で構成し、これらによって多核集約型都市構造を目指すこととしています。特に、「都心・中心市街地」や「地域中心」については、集約型都市構造の核となる拠点地域として、各地域の都市活動や日常生活に関する拠点性の向上を目指すこととしています。</p> <p>本計画では、第6次秋田市総合都市計画の将来都市構造に位置付けた「都心・中心市街地」や「地域中心」の形成と「居住」のあり方を中心に、これまでの分析で明らかになった課題（7地域の拠点間での生活サービス機能の差や路線バスの運行頻度の差の顕在化等）を踏まえつつ、新たに拠点間の機能連携といった視点を加えて具体の都市構造を示します。</p> <p>また、将来都市構造の構築においては、本計画での「都市機能・居住の各誘導区域の設定や誘導施策の展開」のほか、「用途地域や地区計画等による既存の都市計画制度等の活用」、公共交通網の整備や利便性の向上に向けた公共交通施策の展開」、「多様な分野での生活サービス施設や居住誘導に資する施策」を重ね合わせて取り組むこととします。</p> </div>
9	<p>・ P. 36、「4.2 目指すべき将来都市構造」の最後の段落（第6段落）は、下にある右側の図の説明しているのであれば、居住に関してゾーン設定をするという文言を差し込んで図の内容を説明したほうがいいのではないか。</p>	<p>・ ご指摘の修正とともに、前記P. 34の「4.1 将来都市構造の基本的な考え方と実現に向けた施策展開」の修正に伴い、本項の内容の一部を修正します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本計画で示す都市構造は、前記「2 秋田市の現状と将来見通しを踏まえた課題」および「4.1 将来都市構造の基本的な考え方と実現に向けた施策展開」とともに、各地域の拠点やその周辺等の位置特性を勘案し、本市7地域が連携した将来都市構造を目指します。</p> <p>各地域の拠点については、高次都市機能*が集積している中央地区を高次・広域拠点と位置付け、高次都市機能や居住機能の維持・増進を図るとともに、各地域からの利用に資するよう連携軸を配置します。</p> <p>東部・西部・南部・北部の各地域は、生活拠点に位置付け、現在の生活サービス機能や居住機能の維持・増進を図り、それぞれが自立した拠点形成を図ります。</p> <p style="text-align: center;">〈次ページに続く〉</p> </div>

番号	意見要旨	市の考え・対応
9		<p>〈前ページから続く〉</p> <p>河辺、雄和の各地域は、生活拠点に位置付けますが、現況で生活サービスを他地域に依存しているため、拠点形成においては現状の機能の維持を基本にしつつ、南部地域や南部地域を經由した中央地域との連携により不足機能を補完します。</p> <p>また、各地域の拠点と居住との関係を明確にするため、居住を対象としたゾーンを設定することとし、各地域の拠点や拠点連携軸の周辺は、都市機能や公共交通を確実に維持・増進させていくため「居住促進エリア」を配置します。居住促進エリアの外側には、地域特性に応じた居住が選択できるように「良質な住環境の維持・形成エリア」、さらに外側には、営農や自然環境の中での居住を念頭に「田園共生エリア」を設定します。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ P. 48、「5.1.2 各誘導区域に含めないエリア」にある文面では、災害の危険性が高いエリアを積極的に区域に含めるように思える。記載の仕方を検討すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2段落を次のとおり修正します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>なお、対策を講じる地域は居住誘導区域の設定対象に含めます。</p> </div>
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ P. 57以降、都市機能誘導施設とした表記がなされているが、法律では都市機能増進施設とされているので、略称を使うにしても、最初の書き出しは正確に表記したほうが良いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘のとおり修正します。略称については、法律の規定と同様に「誘導施設」とします。
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ P. 64、「6.2.4 拠点別都市機能誘導施設の設定」の動向把握施設の設定にはどのような意味があるのか。(市がどうしたいのかがわからない。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動向把握施設については、今後、各行政分野での施策展開によって変化がもたらされる施設、例えば、「小・中学校の再編」、「各地域における妊娠・出産・育児に関するノンストップ窓口の開設」、「コンビニでの住民票や戸籍等の交付」など、その動向によって、誘導施設になり得る施設として位置付けたものです。 ・ ご指摘に対しては、第2段落を次のとおり修正します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>なお、本計画では「誘導施設」以外に、今後の各行政分野の施策展開等によって変化がもたらされる可能性がある施設を「動向把握施設」とし、施設の立地状況等を把握しながら、必要に応じて「誘導施設」への位置付けを検討します。</p> </div>

番号	意見要旨	市の考え・対応
13	<ul style="list-style-type: none"> ・ P.64、「6.2.4 拠点別都市機能誘導施設の設定」で○印義務が生じるようだが、ここで△印の動向把握施設を一緒に表記すれば、それについてはどうなのかといったような混乱が出るのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1段落の末尾に括弧書きで届出に関する記述を加えます。 <div data-bbox="746 324 1396 470" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(誘導施設は下表で○印の表記がある施設で、該当する施設については都市機能誘導区域外で建築や開発する際に、市に届出が必要になります。)</p> </div>
14	<ul style="list-style-type: none"> ・ P.65、7の誘導施策の設定では、以降の内容について、施策の大まかな分類、構成を説明しているのだとすれば、第2段落の説明では十分でないように見える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘を踏まえ、次のように修正します。 <div data-bbox="746 593 1396 907" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>誘導施策は、「都市機能誘導区域内に誘導施設を維持・誘導するための施策」、「居住誘導区域内に居住を誘導するための施策」とし、それぞれ誘導区域を対象とした施策（実施する施策等・今後検討する施策等）と、機能の維持・増進に資するその他の施策に大別して位置付けます。また、前記の誘導施策以外に「居住誘導区域外に係る施策」と「公共交通に係る施策」を位置付けます。</p> </div>
15	<ul style="list-style-type: none"> ・ P.79、「目標3」の効果の指標で、平均地価、変動率を基準値以上としているが、どちらが基準値になるのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該指標は平均地価にウェイトを置いているが、変化の度合も重要であるとして変動率を設定したものです。 ・ 変動率については、二次的な指標となるため、その位置付けを明確にするとともに、表を区分して表記します。